

守谷市告示第120号

守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成12年守谷町告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月27日

守谷市長 松丸修久

第3条第1項第4号中「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

ア 現場代理人

イ 主任技術者（建設業法第26条第1項の主任技術者をいう。以下同じ。）

ウ 監理技術者（建設業法第26条第2項の監理技術者をいう。以下同じ。）

エ 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれるものをいう。以下同じ。）

第3条第3項を次のように改める。

- 3 1件の請負金額が3,500万円以上の建設工事（建築一式工事の場合は7,000万円以上）については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定により、専任の主任技術者又は監理技術者を置くものとする。ただし、監理技術者補佐を置く場合の監理技術者は、この限りでない。

第3条第5項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項本文中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）」に改め、同項ただし書中「主任技術者又は監理技術者」を「において、監理技術者等」に、「認める期間」を「市長が認める期間」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 1件の請負金額が3,500万円未満の建設工事（建築一式工事の場合は7,000万円未満）については、1人の主任技術者又は監理技術者が受け持つことのできる工事件数及び請負金額の合計額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1件の請負金額が900万円未満の建設工事（建築一式工事の場合は1,800万円未満）については、4件までとする。
- (2) 1件の請負金額が900万円以上3,500万円未満の建設工事（建築

一式工事の場合は1,800万円以上7,000万円未満)については、2件までとする。

(3) 前2号の請負金額の合計額は6,000万円(建築一式工事の場合は1億2,000万円)を超えることはできない。ただし、建築一式工事と他の工事に同時に従事する場合は、建築一式工事の請負金額の2分の1とその他の工事の請負金額の合計額が6,000万円を超えることができない。

第8条第1項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

第9条第3項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める。第13条後段を削る。

第17条第1項中「第3条第3項又は同条第5項」を「第3条第3項、第4項又は第6項」に改める。

様式第1号中「あて」を「宛て」に、「要綱第3条」を「同要綱第3条」に、「主任技術者又は監理技術者配置基準に該当する工事を落札した」を「監理技術者等配置基準に適合しなくなった」に、「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

様式第2号中「「守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱」」を「守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱」に、「主任技術者又は監理技術者配置基準に該当する工事を落札した」を「監理技術者等配置基準に適合しなくなった」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の守谷市建設工事条件付一般競争入札実施要綱の規定は、令和2年11月1日以後に入札の公告を行う対象工事から適用する。